

# コロナ後を見据えた飲食店応援事業の案内

～経営のデジタル化や新たな業態導入に取り組む県内飲食店等を応援します～

## ■ デジタル化で頑張る飲食店等支援事業



補助対象事業	○業務効率化や生産性向上等のためのデジタル化を導入・推進する事業
補助対象経費	○経営のデジタル化への取組に要する経費（システム導入費、機器導入費等、経営のデジタル化に必要な各種経費）
補助対象者	<b>県内飲食店、食品加工事業者等</b> ※鳥取県内に事業所を有する法人又は個人事業主で、食品衛生法に係る営業許可証を有する事業者。なお、補助対象者は、食のみやこ推進サポーターに登録するものとする。
補助上限額	<b>1事業者あたり 10万円</b>
補助率	<b>1 / 2</b>

～例えば、こんな事業が対象です～

- ・モバイルオーダー等の予約発注システム、顧客台帳システム、電子マネー決済システム、会計ソフト等の導入

## ■ 食品加工で頑張る飲食店等支援事業

補助対象事業	○新たな業態導入に取り組むための事業 ※ただし、法令に係る必要な営業許可、食品表示等に従ってください。
補助対象経費	○商品開発に係る経費、システム導入又はリース費及び施設改修費、機器導入費、試供品製造・提供費、広告宣伝費等
補助対象者	<b>県内飲食店、食品加工事業者等</b> ※鳥取県内に事業所を有する法人又は個人事業主で、食品衛生法に係る営業許可証を有する事業者。なお、補助対象者は、食のみやこ推進サポーターに登録するものとする。
補助上限額	<b>1事業者あたり 25万円</b>
補助率	<b>1 / 2</b>

～例えば、こんな事業が対象です～

- ・飲食店等が、自社メニューをミールキット等の加工品として商品化
- ・飲食店等が、新たに営業許可証を取得し、パンやケーキの製造・販売を開始
- ・食品加工事業者等がこれまで取り扱っていた加工品の原料以外で新たな加工品を開発
- ・飲食店や食品加工事業者等が新たに惣菜製造や移動販売を開始

★ 詳細については、お問い合わせください

【問合せ】鳥取県市場開拓局食のみやこ推進課

TEL : 0857-26-7835 FAX : 0857-21-0609



## ■申請手続について ※申請受付期限：令和4年1月31日（月）（必着）

申請者  
(県内飲食店等)

提出書類	①申請書兼実績報告書（様式第1号）
	②食品衛生法に係る営業許可証の写し、 又は定款、会社パンフレット等
	③補助対象経費の支払いに係る領収書等の写し
	④口座振込依頼書

※申請方法：郵送、FAX、メール、電子申請等で受け付けています。

郵便：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課  
FAX：0857-21-0609  
メール：syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp



※中部総合事務所・西部総合事務所・日野振興センターへ  
申請書類を持参いただくこともできます

## ■対象経費の例

※詳細はお問い合わせください。

補助事業	区分	内容
デジタル化で頑張る飲食店等支援事業	機器導入費	デジタル化に要する機械器具導入(購入、設営等)にかかる経費
	システム導入費	デジタル化に関連するソフトウェア、会計ソフト等の導入経費
	販路開拓費	ホームページ開設、改修(新システム導入に係るものに限る)、グルメサイト掲載、デジタル広告、データ分析等に係る経費
食品加工で頑張る飲食店等支援事業 共通経費	機器導入費	機械器具の導入にかかる経費(購入、リース、設営等)、施設改修費
	商品開発費	試作品製造・提供に係る経費(材料費や送料等)、商品パッケージ作成に要する経費(試作にかかる最小ロットのみ対象)、成功事例の視察研修や消費者モニタリングの経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	広告宣伝費	新商品のPRを目的とした、ホームページ、チラシ、パンフレット等の作成や広告掲載に要する経費。

※営業許可証取得経費は対象外です。

ネット販売に係る経費は、「ネット販売に取り組む事業者支援事業」をご活用ください。

★申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。

(HP) <https://www.pref.tottori.lg.jp/296365.htm>